

特別口座で株式をご所有の株主のみなさまへ

株式会社 東邦銀行

東邦銀行の株式にかかる特別口座に関するお手続きのご案内

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、現在当行を含む上場会社の株券は電子化され、証券会社等の口座にて電磁的に株式を記録・管理する「株券電子化」制度に移行しております。

証券会社等の口座にて管理していない株式につきましては、株主さまの権利を確保するための暫定的な口座として当行が「特別口座」を開設し、記録・管理しております。

特別口座として株式保有の株主さまには、これまでも証券会社の口座への振替、買取・買増のご案内をいたしておりますが、株式保有の全株または一部が「特別口座」として管理されたままとなっております。

■「特別口座」で株式を管理されたままとなっている株主さまには、平成25年10月15日に「ご案内文」を郵送させていただきました。ご覧いただけただでしょうか！

このままですと株価の上昇時、急激な下落時、いざという時に、市場での売却ができませんので、是非ともお手続きをご検討ください。



以下のお手続きにより解決できます。

いざという時に備えてこの機会に、是非特別口座から証券会社への振替のお手続きをご検討いただきますようご案内申しあげます。

また、ご所有の株数が単元未満（1～999株）の株主さまは、買取請求（ご所有の単元未満株式を当行が買取る制度）・買増請求（単元に不足する株数を買い増しして単元株式にする制度）もごございます。

■つぎのいずれかをご選択する場合

- ◇買取請求・買増請求をご希望される株主さま
- ◇「特別口座」から「証券会社の口座」に振替をご希望される株主さま



別添「資料2」をご参照願います。

■口座振替のお手続きをしていただきますと…。

株主さまの
メリット

- ・市場でいつでも売却できます。
- ・すでに証券会社の口座にて、当行株式をご所有の株主さまにとっては、一つの口座に株式をまとめることで漏れなく管理することができます。



口座振替請求申請のお手続き方法

1. 証券会社に株主さまご本人名義の口座が

ある

ない

証券会社で株主さまご本人名義の口座を開設する

2. 証券会社に振替先の加入者コード等を問い合わせる

3. 口座振替申請書に必要事項を記入・「お届け印を押印」する

4. 日本証券代行に「口座振替申請書」を郵送する

口座振替完了です。

※お手続きには、所定の日数がかかりますのでご承知おきください。

振替請求の手続きを行うためには、証券会社の口座が必要となります。

別添資料1の「口座振替申請書記入例」をご参照ください。記入不備がありますと、返送される場合がありますのでご注意ください。

ご郵送について

同封の返信用封筒をご利用ください。

平成26年3月31日までは切手は不要です。

《お問い合わせ先》

特別口座 口座管理機関

日本証券代行株式会社 東京都杉並区和泉2-8-4

電話：0120-707-843（通話料無料）

受付時間：AM9:00~PM5:00（平日のみ）

【当行の連絡先】(株)東邦銀行総務部 小野（ダイヤル 024-523-3142）

（ご注意）

- 今回は、「特別口座」から「証券会社の口座」への振替手続きに関する「口座振替申請書」のみを送付させていただいております。
- 従いまして、買取請求・買増請求に関する申込書類等は同封いたしておりません。
ご希望される場合は、大変恐縮でございますが直接お問い合わせ先：日本証券代行(株)あてご連絡していただくか、または日本証券代行(株)および東邦銀行ホームページより当該書類を印刷することも可能でございます。
- 本ご案内到着時にすでにお手続きをされている場合は、行き違いがありましたことをご容赦くださいますようお願い申し上げます。

（重要）

- 本ご案内は、平成25年6月末日時点で特別口座に株式が記録されている株主のみなさまに対してお送りしておりますが、株式に関する諸手続きについてご案内することを目的とするものです。
- 単元未満株式の買取請求または買増請求、特定の証券会社等との取引の勧誘を目的とするものではありません。これらについては、必ずご自身の判断により行ってくださいますようお願い申し上げます。

以上

口座振替申請書記入例

証券会社等の口座に株式の振替をされる場合にご提出ください。

- ・振替先の口座明細は、口座を開設された証券会社等にお問い合わせのうえご記入ください。
- ・振替先口座は特別口座の株主様と同一名義の口座に限ります。

口座振替申請書		平成〇〇年 〇〇月 〇〇日	
会社名	株式会社 東邦銀行		
	日本証券代行株式会社 あて		
私名義の特別口座の保有欄に記載または記録されている上記銘柄の振替株式について、下記振替先口座の保有欄への口座振替を申請いたします。			
住所	〒 - (日中連絡先) - -		
	福島県福島市大町 3 番 25 号		
氏名	(フリガナ)		届出印
	東邦 太郎		届出印
1. 振替の対象となる株式数			
株 式 数	1 5 0 株		
2. 振替先の口座明細 (お取引の証券会社等に確認のうえ正確にご記入ください。)			
証券会社等の名称	〇〇〇〇証券会社		
部 支 店 名	●●●●支店		
機構加入者コード	0 0 1 2 3 4 5	(機構加入者コードは「ゼロ」を含む7桁すべてご記入ください。)	
加入者名	東邦太郎		
加入者口座コード	0 0 1 2 3 4 5 - 0 0 0 0 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9	(加入者口座コードは「ゼロ」を含む21桁すべてご記入ください。)	
【ご注意】			
1. 特別口座から一般口座への振替の申請は、振替先の口座の名義が特別口座と同一の名義でないとお取扱いできません。ただし、改姓名、商号変更等で名義が相違する場合は、変更手続きによる変更後に振替を申請してください。			
2. 口座振替は申請を受け付けてから振替先の口座に振替えられるまで、所定の日数がかかりますのでご承知おきください。なお、口座振替日のご指定はできません。また、会社合併、株式分割等の実施により、受付を停止する場合がありますのであらかじめご了承ください。			
3. 一般口座をお持ちでない場合は、新たに証券会社等に一般口座を開設していただく必要があります。一般口座の開設に関するお手続き方法は、直接証券会社等へお問い合わせください。なお、新たに開設した一般口座は、開設した証券会社等から株式会社証券保管振替機構に登録されませんと、口座振替の手続きができませんので、お取引の証券会社等へ「特別口座からの口座振替申請を行う」旨をお申し出のうえ、お手続きください。			
4. 加入者口座コード等の振替先の口座明細は、内容が相違しますと口座振替の手続きができませんので、お取引の証券会社等にご確認のうえ、ご記入ください。			
5. 振替の対象となる株式数は、特別口座に記載または記録された株式数の範囲内でのみ、お取扱いします。			
6. 普通株式以外の振替株式についてお申し出いただく場合は、株式数欄に株式の種類もご記入ください。ご記入のない場合は、普通株式を対象としてお取扱いします。【例「優先株式1,000株」】			
社用欄			
銘柄コード	株 主 番 号	証印	担当

現在お届出の内容(住所・氏名)を記載しておりますので、改めてご署名は不要でございます。

お届出印をご捺印ください。

特別口座に記録された株式数を記載しております。

「ゼロ」を含むすべての桁をご記入ください。

機構加入者コード、加入者口座コードは「ゼロ」を含むすべての桁をご記入ください。

日中ご連絡可能なご連絡先をご記入ください。

- ◎ご記入いただく箇所は、 欄のみとなります。振替先の口座明細について、記入不備とならないよう口座を開設された証券会社等にお問い合わせのうえ、ご記入願います。
- ◎証券会社に口座を開設されていない場合は、新たに口座を開設していただく必要があります。なお、新たに口座を開設する場合は直接証券会社にお尋ねください。

単元未満株式にかかる「買取請求」・「買増請求」制度のお知らせ

単元未満株式（当行の場合は1,000株未満の株）を所有されている株主さまは、以下のどちらかの方法により、単元未満株式の整理をすることができます。

①単元未満株式の買い取り請求をしたい場合

ケース1：現在、東邦銀行の株式を150株持っているがこれを売却したい。



- A. 下記のお問い合わせ先の日本証券代行(株)まで、お申し出ください。
- B. 後日、送付された「単元未満株式買取請求取次依頼書」に必要事項をご記入いただき郵送願います。
- C. 送付された書類に基づき、市場価格（終値）で売却（当行が買取り）します。
- D. 買取代金は、ご指定の銀行口座への振込みまたはゆうちょ銀行現金払いにより、お受け取りができます。

ケース2：現在、東邦銀行の株式を3,500株持っているがこれを売却したい。



この場合、買取請求に応じることができるのは単元未満の500株のみです。
500株を上記A～Dにより売却するか、または一旦証券会社に3,500株を「口座振替」したのちに、証券会社で一括売却することが可能です。

②単元未満株式の買い増し請求をしたい場合

ケース1：現在、東邦銀行の株式を800株持っているが、200株買い増して1,000株にしたい。



- A. 下記のお問い合わせ先の日本証券代行(株)まで、お申し出ください。
- B. 後日、送付された「単元未満株式買増請求取次依頼書」に必要事項をご記入いただき郵送願います。
- C. 買い増しのご請求にあたり、予め買増概算金を準備願います。
概算金額は、買増申込株式数に買増請求日の前営業日の東京証券取引所における終値を乗じた額に、1.3を乗じた額（千円未満切上）をご入金ください。



●買増請求により、単元株となりました1,000株（800株+200株）を証券会社に振替する手続きを行ってください。

《お問い合わせ先》 特別口座 口座管理機関
日本証券代行株式会社 東京都杉並区和泉2-8-4
電話：0120-707-843（通話料無料）
受付時間：AM9:00～PM5:00（平日のみ）

買取請求・買増請求の関係書類は、日本証券代行(株)のホームページから印刷することも可能です。
アドレス (http://www.jsa_hp.co.jp/name/procedure.html)